

別表 1

<p>工事の請負契約</p>	<p>左記の契約のうち次に掲げるものを除く。</p> <p>1 規則第3条の2の規定により契約管財局長に入札に関する事務を委任された契約</p>
<p>物品の買入契約</p>	<p>2 規則第3条の2の規定により環境局長に入札に関する事務を委任された契約</p>
<p>物品の借入契約</p>	<p>3 小口支払基金からの支払い手続きによる契約</p> <p>4 地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は地方公営企業法第21条の14第1項第8号による随意契約（ただし、再度の入札に付し落札者がないときで、予定価格超過の入札参加者のうち最低入札金額を提示した者との随意契約に限る。）</p>
<p>工事以外の請負契約（印刷及び製本の請負契約並びに不動産以外の物件の製造、加工及び修繕の請負契約に限る。）</p>	<p>5 はがき、切手、収入印紙、交通運賃に関する回数券等の有価証券を、販売代理店等を介さずに購入する契約</p>
<p>業務委託契約</p>	<p>6 再販制度により価格維持されている新聞、雑誌その他の定期刊行物又は書籍若しくは視聴覚資料等を購入する契約</p>
<p>市会事務局長が特に定める契約</p>	<p>7 弁護士への法律相談に係る契約及び弁護士への訴訟の委任に係る契約</p> <p>8 電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信役務の提供を受ける契約</p>

別表 2

随意契約による場合の随意契約理由等の結果公表
審査会において、あらかじめ定めた手続による契約相手方の選定を行う、予定価格 5 万円以下の少額特名随意契約（別表 3 において「特定少額契約」という。）
検査事務手続

別表 3

審査会において、あらかじめ同種案件の競争参加資格や契約相手方の選定方法及び選定理由を包括的に調査、審議した契約
市会事務局長が締結する契約に関する他の会議（業者資格審査委員会、業者選定会議など）において、すでに調査、審議が行われた契約
競争参加資格として、契約管財局が定める共通競争参加資格のみを適用する契約
特定少額契約
企画競争を実施した場合の、契約相手方の選定に関する事（ただし、学識経験者の意見を聴取する選定会議の結果に基づき契約相手方を選定する場合に限る。）